

1. 件名：東北電力株式会社 女川2号機非常用ディーゼル発電機の過給機点検結果について

2. 日時：令和5年12月12日 16時00分～16時15分

3. 場所：原子力規制庁2階小会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

浅野上席監視指導官、山本上席監視指導官、大山運転検査官補、伊藤運転検査官補

東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）

東京支社 総務グループ 課長 他1名

5. 要旨

(1) 東北電力から、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）過給機軸固着事象に関連し、女川原子力発電所2号機非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）の過給機の点検結果及び女川原子力発電所1号機D/Gの過給機の点検計画の変更について、提出資料に基づき以下の説明を受けた。

- 2号機のD/G（A）（B）および高圧炉心スプレイ系D/Gの過給機点検結果について、全て第一判定の設計上の最大位置ずれ寸法（A，B：0.32mm、HPCS：0.22mm）以内であり、判定基準を満たしている。
- 1号機の点検計画の変更の理由は、他作業との調整により定期点検時期を見直したことによるもの。
- 1号機のD/Gについて、D/G（A）は、2024年6月から2024年6月下旬～7月上旬に変更する。D/G（B）は、2024年3月から2024年4月に変更する。
- 点検実施時期の変更に伴うD/G過給機への影響について、女川原子力発電所のD/G過給機は、過去にタービンブレードの取り外しや再取付けを実施していないため、柏崎刈羽原子力発電所1号機と同様の事象は発生しないが、念のため計画的にレーシングワイヤ孔の位置測定を行う予定としていたものであり、過給機への影響はないと判断している。

(2) 原子力規制庁から東北電力に対して、点検計画を変更する場合は速やかに報告するように伝えた。

6. 提出資料

- ・女川2号機 非常用ディーゼル発電機（A）（B）および高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の過給機点検結果について

以上